

## 第 1 法人税基本通達関係

### 1 子会社からの配当及び子会社株式の譲渡を組み合わせた国際的な租税回避への対応（子会社株式簿価減額特例）

#### 【改正の概要】

従前より、親法人が子法人の株式等を取得した後、その取得前に子法人が蓄積した留保利益相当部分を配当として非課税（全部又は一部を益金不算入）で受けるとともに、その配当により時価が下落した子法人の株式等を譲渡することにより、親法人が実質的に投資の回収を行っている状態であると認められるにもかかわらず、経済実態を伴わない税務上の損失を創出させることが可能であることが問題視されていた。

令和 2 年度の税制改正において、このような経済実態を伴わない税務上の損失の計上を防止するために、いわゆる子会社株式簿価減額特例（以下「本特例」という。）が創設された。本特例では、親法人が一定の支配関係にある子法人から受ける配当等の額（対象配当等の額）がある場合において、その対象配当等の額とその対象配当等の額を受けるときの属する事業年度開始の日からその受ける直前までに受けた他の配当等の額（同一事業年度内配当等の額）との合計額が、これらの配当等の額に係る各基準時の直前において有するその子法人の株式等の帳簿価額のうち最も大きいものの 10%相当額を超えるときは、その対象配当等の額に係る基準時の直前におけるその子法人の株式等の帳簿価額からその対象配当等の額のうち益金の額に算入されない金額（法人税法施行令第 119 条の 3 第 7 項《移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例》に規定する益金の額に算入されない金額をいい、以下「益金不算入相当額」という。）を減算した金額を基に、その基準時における一単位当たりの帳簿価額を計算することとされている（令 119 の 3 ⑦、119 の 4 ①③）。つまり、本特例は、親法人が有する子法人の株式等の帳簿価額を引き下げ、その子法人の株式等の譲渡による損失が計上されないようにするものである。

なお、対象配当等の額と同一事業年度内配当等の額との合計額が 2,000 万円を超えないこと等の一定の要件を満たす場合には、本特例は適用しないこととされている（令 119 の 3 ⑦各号）。

また、親法人が受ける対象配当等の額に係る基準時の属する事業年度の確定申告書等に法人税申告書別表 8 (3) を添付すること等の一定の要件を満たすことにより、本特例の適用による子法人の株式等のその基準時の直前における帳簿価額から減算する金額は、その対象配当等の額と同一事業年度内配当等の額との合計額のうち特定支配後増加利益剰余金額超過額に達するまでの金額（益金不算入相当額に限る。）とすることができることとされている（令 119 の 3 ⑧）。